

大和市一般職の職員の診療手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第17号

大和市一般職の職員の診療手当に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の診療手当に関する規則（平成19年大和市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「医師」の次に「及び歯科医師」を加える。

別表区分の欄中「医師」の次に「及び歯科医師」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。